

南部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（高石市決定）

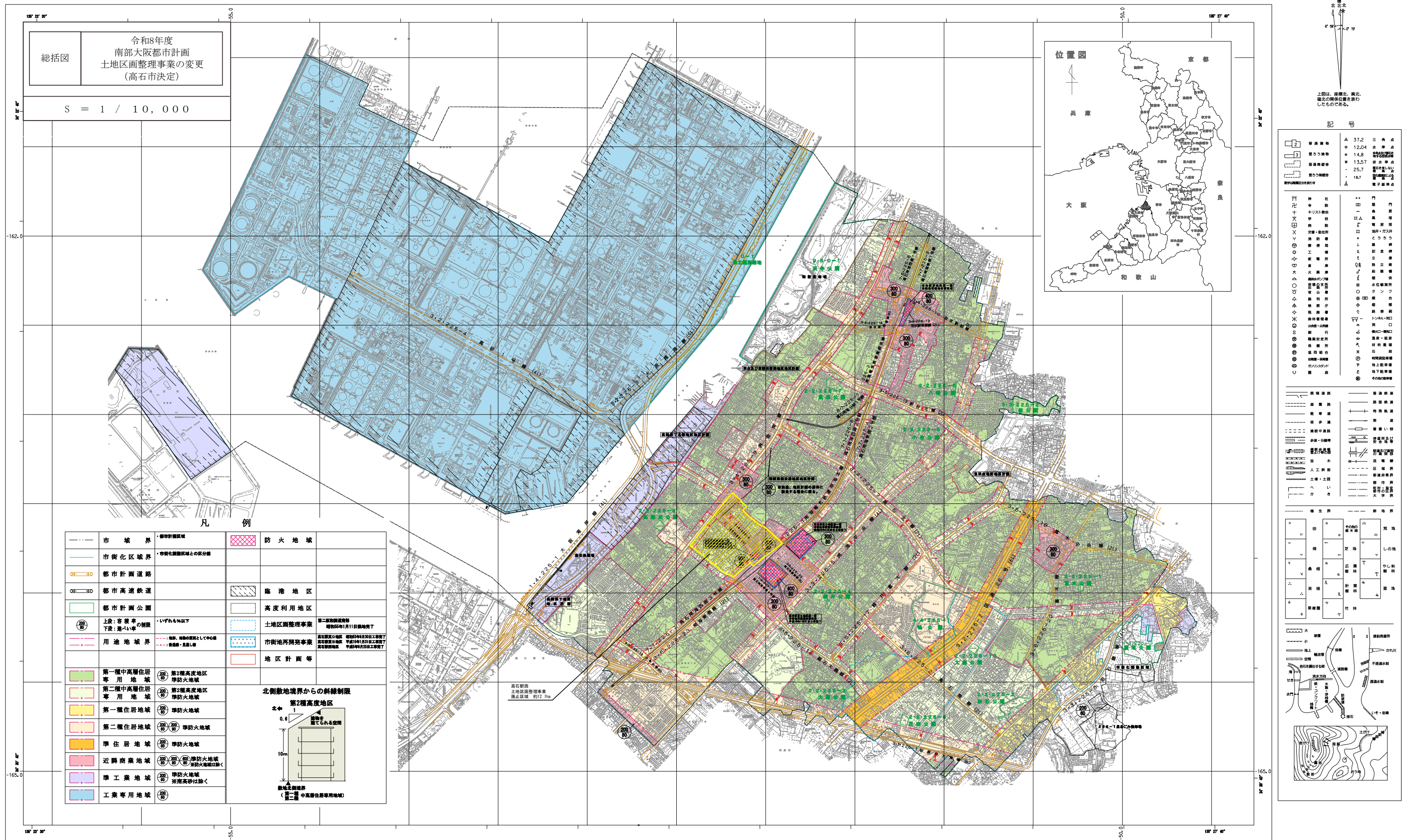
都市計画高石駅西土地区画整理事業を廃止する。

理 由

高石駅西土地区画整理事業は公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図ることを目的として、平成 8 年 12 月 24 日に都市計画決定された。しかし権利者との合意形成を図る中で、公共減歩に対する理解が十分には得られなかったことや、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化により事業化への見通しが立たず、都市計画決定から約 30 年が経過した状況にある。また、地区全域に都市計画法第 53 条の規定に基づく建築制限をかけており、土地の高度利用が制限されていることや、住宅の更新が遅れている一因となっており、地区の活性化において課題となっている。

また、平成 25 年以降、地域住民との勉強会を重ね、平成 29 年に「まちづくり提案書」として地域住民から土地区画整理事業の廃止について提案を受けたことを踏まえ、今回事業の必要性について総合的に勘案し、高石駅西土地区画整理事業を廃止するものである。

南部大阪都市計画（高石市）地域地区図



平成 28 年 12 月編集 本図は、平成 27 年 3 月修正の高石市地形図DMデータ（1：2,500）を基に編集したものである。

※この地図は、都市計画の概要をあらわしたものですから、詳細については縦覧図で確認して下さい。

高石市



計画図

令和 8 年度

南部大阪都市計画
土地区画整理事業の変更
(高石市決定)

S = 1 / 2 , 5 0 0

